

国の「電気・ガス価格激変緩和対策事業」に基づく、

都市ガス料金の値引き期間を延長します

令和5年9月19日

上越市ガス水道局

- ・現在実施されている「電気・ガス価格激変緩和対策事業」による都市ガス料金の軽減措置について、9月使用（10月検針）分まで対象としていたところを、12月使用（令和6年1月検針）分までに延長となりました。
- ・各月の従量料金単価から、1 m³につき15円の値引きを行います。

<値引き額の例>

市内の標準的な家庭（月の使用量35 m³）の場合

値引き額 = 35 m³ × 15 円 = 525 円（税込み）

- ・なお、値引き期間の延長に際して、お客様による手続きは必要ありません。
- ・国の支援を反映した値引き後の毎月の従量料金単価については、検針のお知らせや広報上越、ホームページ等で周知します。

※注：本事業の詳細は、経済産業省資源エネルギー庁の特設サイトをご覧ください。

[\(https://denkigas-gekihenkanwa.go.jp/general/\)](https://denkigas-gekihenkanwa.go.jp/general/)

<お問い合わせ先>

上越市ガス水道局 総務課料金出納係

Tel 025-522-5518 内線 311